2－2　地域密着型通所介護費

基本部分				注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 入浴介助を行わない場合	注 過少サービスに対する減算	注 2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護を行う場合	注 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	注 8時間以上9時間未満の地域密着型通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	注 共生型地域密着型通所介護を行う場合	注 生活相談員配置等加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助加算（Ⅰ）	注 入浴介助加算（Ⅱ）	注 中重度者ケア体制加算	注 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	注 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	注 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	注 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	注 個別機能訓練加算（Ⅱ）	注 ADL維持等加算（Ⅰ）	注 ADL維持等加算（Ⅱ）	注 ADL維持等加算（Ⅲ）	注 認知症加算	注 新年性認知症利用者受入加算	注 栄養アセスメント加算	注 栄養改善加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	注 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	注 口腔機能向上加算（Ⅰ）	注 口腔機能向上加算（Ⅱ）	注 科学的介護推進体制加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に地域密着型通所介護を行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合
イ 地域密着型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1	415 単位	×70/100	×70/100				+3/100		指定生活介護事業所が行う場合 ×93/100 指定自立訓練事業所が行う場合 ×95/100 指定児童発達支援事業所が行う場合 ×90/100 指定就労継続支援B型事業所が行う場合 ×90/100	1日につき +13単位	+5/100	1日につき +40単位	1日につき +55単位	1日につき +45単位	1月につき +110単位 ※月に1回を限度	1月につき +210単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき +100単位	1日につき +56単位	1日につき +85単位	1月につき +20単位	1月につき +30単位	1月につき +60単位	1月につき +3単位	1日につき +60単位	1日につき +60単位	1月につき +30単位	1回につき +200単位 /月2回を限度	1回につき +20単位 ※月に1回を限度	1回につき +5単位 ※月に1回を限度	1回につき +150単位 /月2回を限度	1回につき +160単位 /月2回を限度	1月につき +40単位	1日につき －94単位	片道につき －47単位
		要介護2	476 単位																																
		要介護3	538 単位																																
		要介護4	598 単位																																
		要介護5	661 単位																																
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1	435 単位					×70/100																											
		要介護2	499 単位																																
		要介護3	564 単位																																
		要介護4	627 単位																																
		要介護5	693 単位																																
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1	655 単位																																
		要介護2	773 単位																																
		要介護3	893 単位																																
		要介護4	1,010 単位																																
		要介護5	1,130 単位																																
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1	676 単位																																
		要介護2	798 単位																																
		要介護3	922 単位																																
		要介護4	1,045 単位																																
		要介護5	1,168 単位																																
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1	750 単位																																
		要介護2	887 単位																																
		要介護3	1,028 単位																																
		要介護4	1,168 単位																																
		要介護5	1,308 単位																																
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1	780 単位							9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位																											
		要介護2	922 単位																																
		要介護3	1,068 単位																																
		要介護4	1,216 単位																																
		要介護5	1,360 単位																																
ロ 療養通所介護費（1月につき）			12,691 単位			×95/100	×70/100																												

ハ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1回につき 22単位を加算
		(二) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1回につき 18単位を加算
		(三) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1回につき 6単位を加算
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）イ	1月につき 43単位を加算
		(二) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）ロ	1月につき 24単位を加算

ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき ＋所定単位×59／1000	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき ＋所定単位×41／1000	
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1月につき ＋所定単位×23／1000	
ホ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき ＋所定単位×12／1000	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき ＋所定単位×10／1000	
ヘ 介護職員等ベースアップ等支援加算		1月につき ＋所定単位×11／1000	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計

注　「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に地域密着型通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※　ADL維持等加算（Ⅲ）については、令和5年3月31日まで算定可能。